

大雪地区広域連合介護保険オンブズパーソン設置要綱

平成 16 年 3 月 29 日

要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）は、広域連合が行う介護保険に関する町民（東川町、美瑛町、東神楽町の町民をいう。以下同じ。）の相談又は苦情を公平公正な立場で迅速に処理することにより、町民の権利利益の保護を図り、もって介護保険事業の一層の推進と広域連合に対する町民の信頼の確保に資するために関係町（東川町、美瑛町、東神楽町をいう。以下同じ。）にオンブズパーソンを置くことができる。

(オンブズパーソンの組織等)

第 2 条 オンブズパーソンの定数は 6 人以内（関係町それぞれ 2 名以内）とし、人格が高潔で保健医療福祉に関する専門的知識と行政に優れた識見を有する者のうちから関係町の推薦により、広域連合長が委嘱する。

2 オンブズパーソンの任期は 3 年とし、再任することができる。ただし、任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼職の禁止)

第 3 条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、介護保険の業務に利害関係を有する法人又は団体の役員を兼ねることができない。

(オンブズパーソンの所掌事項)

第 4 条 オンブズパーソンの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険業務の執行に関して、町民の申し立てた苦情を審査すること
- (2) 前号の審査の結果に基づき、是正又は改善の措置を講ずるよう広域連合長に勧告すること
- (3) 前 2 号の内容を公表すること（ただし個人情報保護に配慮しなければならない。）

(報酬の支給)

第 5 条 オンブズパーソンには別に定める報酬を支給する。

(オンブズパーソンの責務)

第6条 オンブズパーソンは、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行にあたっては、広域連合と密接な連携を図るとともに、権利利益保護の趣旨を損うことがないように配慮しなければならない。

3 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又その職を退いた後も同様とする。

4 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

(解職)

第7条 広域連合長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解職することができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解職されることがない。

(広域連合の責務)

第8条 広域連合は、オンブズパーソンの公正な職務の遂行が図られるよう、これに積極的に協力しなければならない。

(苦情申立人)

第9条 オンブズパーソンに対し、介護保険に関する苦情を申し立てることができる者(以下「苦情申立人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険の被保険者(以下「対象者」という。)

(2) 対象者の配偶者又は3親等以内の親族

(3) その他特に必要と認められる者

(苦情申立ての対象事項)

第10条 オンブズパーソンに対する苦情申立ての対象事項は、介護保険に関することとする。

(苦情の申立手続)

第11条 苦情申立人は、次の各号に掲げる事項を記載した申立書をオンブズパーソンに提出しなければならない。ただし、オンブズパーソンが当該申立書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 申立てをしようとする苦情の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、審査に当たって参考となるべき事項
- 2 オンブズパーソンは、前項の苦情の申立てが次に掲げる各号いずれかに該当するときは、これを受理することはできないものとする。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) オンブズパーソンの行為に関する事項
 - (4) 苦情申立人の自己の利害にかかわらない事項
 - (5) 苦情の申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過している事項（ただし正当な理由があるときは除く。）
 - (6) 虚偽その他正当な理由がない事項
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査することが適正でない事項
（審査）

第12条 オンブズパーソンは、前条の苦情の申立てがあったときは、速やかに当該苦情の申立てに関して審査するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、前項に基づく審査の開始及び結果に関し、苦情申立人及び広域連合長に対してその旨を通知しなければならない。
（活動状況の報告等）

第13条 オンブズパーソンは、毎年度四半期ごとに、その活動状況に関する報告をとりまとめ、広域連合長に提出するとともに、これを公表するものとする。
（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 関係町は広域連合と協議して各町の実情により当分の間、オンブズパーソンを置かないことができる。
- 3 関係町に設置されたオンブズパーソンに要する費用は当分の間、当該町が負担するものとする。